

## 東京都北区重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助事業実施要綱

18北福障第1107号

平成18年9月22日区長決裁

### （目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用（以下「設備改善費」という。）を予算の範囲内において補助金を交付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### （対象者）

第2条 補助金は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児のうち身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳を所持する障害児並びに法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定による治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である障害者（児）（以下「難病患者等」という。）で、別表に規定する対象者に該当する区内居住者に対し交付する。ただし、次の各号いずれかに該当する者は、対象としない。

（1）施設に入所中の者又は病院に入院中の者。ただし、設備改善費の給付により退所（退院）が可能となる者及び短期入所の者はこの限りではない。

（2）重複障害者で、その障害部位が別表の対象者欄に定める障害程度に該当しない者

（3）自己の所有する家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理人から設備の改善について承諾を得られない者

（4）別表の種目欄に掲げる設備改善工事を実施済の者

（5）対象者又は対象者の属する世帯の世帯員（障害者にあつてはその配偶者に限る。）のうち区民税所得割（扶養親族を有する者にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額）の最多納税者の納税額が46万円以上の者

2 区長は、補助金の交付対象である障害児又は当該障害児の属する世帯の他の世帯員が未婚のひとり親である場合には、当該障害児又は当該障害児の属する世帯の他の世帯員を地方税法第292条第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなし、同法第295条又は第314条の2第1項若しくは第3項の規定により、前項の市区町村民税所得割の額を算定するものとする。

### （補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 小規模住宅改修
- (2) 中規模住宅改修
- (3) 屋内移動設備及びその設置

2 設備改善の補助は、一世帯当たり同一種目1件とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りではない。

3 設備改善の補助は、新築工事に併せて実施する場合は給付対象としない。ただし、屋内移動設備に限り新築工事と併せて実施する場合は給付対象とする。

4 浴場に係る設備改善費の補助を受ける者で、浴槽又は湯沸器を設置する場合は、東京都北区日常生活用具等経費補助事業により当該用具の補助を受けるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、区長が認定した住宅改善費の額から次の表に規定する利用者が属する区分ごとの利用者負担額の負担上限月額（ただし、この額が区長が認定した住宅設備改善費の額の100分の10に相当する額を超える時は当該相当する額）を差し引いた額とする。

第一欄 (区分)	第二欄 (世帯の収入状況等)	第三欄 (負担上限月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	対象者等が区市町村民税非課税世帯であり、対象者本人の年収が80万円以下	15,000円
低所得2	上記以外の区市町村民税非課税世帯	24,600円
一般(課税)	対象者等が区市町村民税課税世帯	37,200円
備考：第二欄の「対象者等」とは、対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（障害者にあつてはその配偶者に限る。）をいう。		

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付の上、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。ただし、第2条第2項に規定する方法により市区町村民税所得割の額の算定をする場合は、寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書（東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1106号）別記第1号様式）を添付するものとする。

- (1) 工事計画書
- (2) 工事見積書
- (3) 自己所有家屋以外に居住する者については、家屋所有者又は管理者の承諾書及び家屋に係る賃借契約書の写し

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請者の障害状況、家屋の状況等を実地に調査し、重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助申請者調書（別記第1号様式）を作成の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を日常生活用具等経費補助（却下）決定通知書（東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1106号）別記第2号様式・第3号様式）に日常生活用具等経費補助支給券（東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1106号）別記第4号様式）を添付し、当該申請者に通知するものとする。ただし、18歳未満の者に対する設備改善費の補助の決定に際しては、必要に応じて児童相談所長の意見を聞くこととする。

(介護保険法に基づく住宅改修の支給対象者)

第7条 第2条及び別表に規定する対象者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給対象となる者は、介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けてなお足りない場合に設備改善の補助を受けることができる。

(給付台帳の整備)

第8条 区長は、補助の状況を明確にするための重度身体障害者（児）住宅設備改善費補助台帳（別記第2号様式）を整備しておく。

(完了届)

第9条 設備の改善又は設置工事が完了したときは、補助対象者は重度身体障害者（児）住宅設備改善工事完了届兼実地調査票（別記第3号様式）を速やかに区長に提出する。

2 区長は、重度身体障害者（児）住宅設備改善工事完了届兼実地調査票を受理したときは、速やかに実地調査を行い、工事計画に基づく実施状況について適否の判定を行い、次に掲げる措置をとる。

- (1) 工事の施行状況が適当と認められる場合には、設備の使用を承認する。
- (2) 工事施行上に瑕疵がある場合には、補助対象者が業者に改善を行わせる。

(交付の条件)

第10条 区長は、第6条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 設備の改善又は設置工事が完成し、区より設備の使用承認を受けた後、工事価格か

ら区の補助額を差し引いた額を事業者に支払うこと。

- (2) 設備改善又は設置工事の工事代金支払い時に日常生活用具等経費補助支給券を事業者に提出し、補助金の請求及び受領を事業者に委託すること。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）から補助金の代理請求及び代理受領を依頼された事業者は、区長による工事適否判断後から30日以内に請求書に日常生活用具等経費補助支給券を添付し区長に補助金の代理請求及び代理受領をするものとする。

(決定の取消し)

第12条 補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を日常生活用具等経費補助決定取消通知書（東京都北区日常生活用具等経費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1106号）別記第4号様式）により取り消すことができる。

- (1) 申請者が工事計画を著しく変更して業者に指示したことが明らかに認められたとき。  
(2) 設備改善の補助を受けた身体障害者又は扶養義務者が住宅改善施設を補助の目的に反して使用したとき。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第14条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業要綱（昭和60年4月1日区長決裁60北厚王滝収第622号）及び北区身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業実施要領（昭和60年4月1日区長決裁60北厚王滝収第622号）は、廃止する。

付 則（平成21年3月19日区長決裁 20北福障第4381号）  
この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則（平成23年3月14日区長決裁 22北福障第4442号）  
この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成24年3月28日区長決裁 23北福障第4867号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年9月14日区長決裁 24北福障第2788号）  
この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

付 則（平成25年3月27日区長決裁 24北福障第4864号）  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日区長決裁30北福障第5543号）  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

住宅設備改善費補助の種目、対象者、内容及び基準額

種目	対象者	内容	基準額
小規模 住宅改修	<p>学齢児以上65歳未満で、下記①②③のいずれかに該当する者</p> <p>① 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級、2級又は3級の者</p> <p>② 補装具として車イスの交付を受けた内部障害者</p> <p>③ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者</p> <p>ただし、温水洗浄便座への取替えについては、上肢障害1級又は2級を併せ持つ者</p>	<p>用具の購入費及び改修工事費</p> <p>1 手すりの取り付け</p> <p>2 段差の解消</p> <p>3 滑り防止、移動の円滑化等のための床及び通路面の材料の変更</p> <p>4 引き戸等への扉の取替え</p> <p>5 洋式便所等への便器の取替え</p> <p>6 その他これらの工事に付帯して必要な住宅改修</p>	200,000円
中規模 住宅改修	<p>学齢児以上65歳未満で、下記①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>② 補装具として車イスの交付を受けた内部障害者</p>	<p>1 小規模改修において給付の対象となる改修で、小規模改修の給付を受けてなお足りない部分についての工事</p> <p>2 小規模改修において給付の対象とならない改修で区市町村が必要と認める工事</p> <p>(例示)</p> <p>浴槽の取替え工事</p> <p>流しの取替え工事</p> <p>玄関の床段差解消機の設置工事等</p>	641,000円
屋内移動 設備	<p>学齢児以上で、歩行ができない状況にあり、①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>① 上肢、下肢又は体幹のいずれかに係る障害の程度が、1級の者</p> <p>② 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者</p>	<p>機器本体費</p> <p>設置費</p>	<p>979,000円</p> <p>353,000円</p>